

2011年5月12日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2011年版 出る順行政書士 直前予想模試』の記載内容につきまして、訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08369 『2011年版 出る順行政書士 直前予想模試』

・ 第3回【問題19】の問題・解説が、第1回【問題20】と重複しています。



・ 第3回【問題19】の問題・解説を、以下のとおり訂正いたします。

第3回 問題

(p. 18) 第3回 問題 19

第3回 解答・解説

(p. 145) 第3回 問題 19

次のページの問題・解説に差し替えてください。

当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして、まことに申し訳ございません。なにとぞよろしく願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

問題 19 国家賠償法第 2 条に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 道路管理者の設置した赤色灯標柱などが他車によって倒された直後に、夜間の道路工事現場で交通事故が発生した場合、事故発生当時に当該赤色灯標柱などが道路に倒れたまま放置されていたのであるから、道路管理には瑕疵が認められる。
- 2 国または公共団体が管理していても、公の目的のために供されていない物は、国家賠償法第 2 条第 1 項の「公の営造物」にはあたらないので、それによって生じた損害は、民法第 717 条によって賠償されることになる。
- 3 幹線道路の騒音による被害が著しい場合でも、その道路の公共性が高いことにかんがみれば、沿道住民はその被害を受忍すべきであり、国家賠償法上の問題は生じない。
- 4 伝統的な見解によれば、国家賠償法第 2 条第 1 項の「公の営造物」には、公の用に供するための物的施設のみならず、人的要素も含まれるから、市役所、病院、図書館等の職員もこれにあたる。
- 5 国家賠償法第 2 条にいう公の営造物の管理者は、当該営造物について法律上管理権ないしは所有権、賃借権等の権原を有している者に限られる。

1 誤 基礎

判例は、確かに事故発生当時、道路管理者において設置した工事標識板、バリケードおよび赤色灯標柱が道路に倒れたまま放置されていたのであるから、道路の安全性に欠如があったといわざるをえないが、それは夜間、しかも事故発生の直前に先行した他車によって惹起されたものであり、時間的に道路管理者において遅滞なくこれを原状に戻し道路を安全良好な状態に保つことは不可能であったというべく、このような状況のもとにおいては、道路管理者に瑕疵はなかったと認めるのが相当であるとしている(最判昭50.6.26)。

2 正

そのとおり。国または公共団体が管理していても、公の目的のために供されていない物は、国家賠償法2条1項の「公の営造物」にはあたらない。したがって、国または公共団体の所有物であるが行政上の目的にないものは、それが「土地の工作物」であれば、民法717条が適用される。

3 誤

判例は、沿道住民が、騒音等がほぼ一日中生活空間に流入するという侵害行為により、睡眠妨害などによる精神的苦痛を受けており、幹線道路であって地域住民の日常生活の維持存続に必要不可欠とまではいえず、住民にとって道路の存在によって被る被害の増大に利益の増大が伴うという関係にもなく、予測された騒音に対する対策が講じられないまま当該道路が開設され、その後に実施された環境対策が十分に効果をあげていない状況では、当該道路の公共性ないし公益上の必要性ゆえに、沿道住民が受けた被害が社会生活上受忍すべき範囲内のものであるとはいえず、当該道路の供用は違法な法益侵害にあたり、道路の設置管理者たる国と公団側は損害賠償義務を負うべきであるとしている(最判平7.7.7)。

4 誤

伝統的な見解によれば、国家賠償法2条の「公の営造物」は、講学上の「営造物」とは一致せず、むしろ講学上の「公物」と同義である。したがって、同条の「公の営造物」とは、道路、河川、水道等の公の目的に供されている有体物を指し、人的要素は含まれない。

5 誤 基礎

判例は、国家賠償法2条にいう公の営造物の管理者は、必ずしも当該営造物について法律上管理権ないしは所有権、賃借権等の権原を有している者に限られるものではなく、事実上の管理をしているにすぎない国または公共団体も同条にいう管理者に含まれるとしている(最判昭59.11.29)。